

資料編

- 外観調査票 62 頁
- アンケート調査票 64 頁
- 空き家実態調査の協力について . . . 69 頁

⑦ 敷地に接している道路の幅員

1. 2 m未満 2. 2～4 m未満 3. 4～6 m未満
 4. 6～10 m未満 5. 10 m以上 6. 接していない

⑧ 駐車場の有無

1. あり 2. なし

⑨ 戸数 **※共同住宅のみ**

一棟全体の戸数 () 戸

⑩ エレベーターの有無、エレベーター内の防犯設備の有無 **※共同住宅のみ**

1. エレベーターがある 2. エレベーターがない 3. 不明

↓

1. ドアの一部がガラス張り 2. 防犯カメラの設置
 3. これら設備はなし 4. 防犯設備の有無は不明

⑪ 高齢者対応型住宅の別 **※共同住宅のみ**

1. 高齢者対応型住宅である 2. 高齢者対応型住宅でない
 3. 不明

⑫ オートロックの有無 **※共同住宅のみ**

1. オートロックである 2. オートロックでない



ウ. 周辺状況把握

⑬ 空き地の有無

1. ある 2. ない

⑭ 建物の有無

1. ある 2. ない

↓

1. 戸建住宅が主 2. 戸建てと集合住宅 3. 集合住宅が主



エ. 写真撮影

※建物全体が1枚に収まるように撮影して下さい。

※建物全体が1枚の写真に収まらない場合は、複数に分けて撮影してください。

- 建物全景 (写真番号: _____)
 建物全景 (写真番号: _____)
 建物全景 (写真番号: _____)

空き家実態調査 ご協力をお願い

日頃は、区政に何かとご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

北区では、平成 22 年 3 月に「北区住宅マスタープラン 2010」を策定し、区民が安心して、生き生きと暮らし続けられる、豊かな住生活の実現を目指した取り組みを進めているところでございます。

住宅マスタープランの中では特に、空き家が増加していることが問題点としてあげられました。実際、国の調査では区内の住宅戸数の約 1 割が空き家となっています。

そこで、区では、平成 22 年 9 月から 11 月にかけて、空き家の実態調査を実施しました。実態調査では、調査員が、外観調査（「郵便受けにチラシ等が滞留していないか」、「カーテンの有無」などの確認）を行い、

について、空き家の可能性が高いと判断いたしました。

この調査は、空き家と推定された住宅の所有者の方に、

- 所有する空き家の規模や設備等の内部状況に関すること
- 現在の利用状況や空き家となっている背景に関すること
- 空き家の今後の利用予定等の意向に関すること

などについてアンケート調査を実施し、今後の住宅政策の検討のための基礎資料として活用させていただきます。

ご回答いただいた内容は、基礎資料のデータとして活用し、その他の目的には一切使用いたしません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の主旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、上記の住宅が空き家でないにも係わらず、本調査票が届いた場合は、ご容赦ください。（その際は、お手数ですが、次頁、問1で「2. 空き家ではない」に○印をつけ、ご返送ください。）

平成 23 年 月 北区長 花川與惣太

ご記入いただいたアンケート用紙は、お手数ですが同封の返信用封筒に入れて、

平成 23 年 月 日 () まで にご投函ください（切手は不要です）。

お問い合わせ

東京都北区まちづくり部住宅課

電話：03-3908-9201（直通）

FAX：03-3908-2244

空き家実態調査 調査票

ご回答にあたってのお願い

- 宛名の方もしくはその代理の方がご回答ください。
- 質問の回答によっては、次の質問の順番が異なる場合がありますので、各設問の指示に従い、お答えください。
- あてはまる回答の番号に○をつけるか、() の中に具体的な数値等をご記入ください。また「その他」とお答えの場合は () に具体的な内容をご記入ください。

この調査でいう空き家とは、「人の住んでいない住宅」で

- 賃貸用の空き家
- 売却用の空き家
- 仕事がおそくなった時などに使う二次的住宅（別荘も含む）
- 長期不在などその他の空き家（主に戸建て）のことをいいます。

空き家でないにも係わらず、本調査票が届いた場合は、ご容赦ください。お手数ですが、下記、問1の設問で「2. 空き家ではない」に○印をつけ、ご返送ください。

問1：前掲の住宅は、「3ヶ月以上空き家」となっていますか（どちらかに○）。

1. 空き家となっている

2. 空き家ではない

問2へお進みください

これで設問は終了です。
返信用封筒に入れ、返送してください。
ご協力ありがとうございました。

問2：その住宅が建っている土地は、借地ですか。（1つに○）

1. 借地である（マンションの場合は、定期借地権）
2. 借地ではない（マンションの場合は定期借地権でない）

問3：その住戸の「名義人」は、次のどれにあたりますか（1つに○）。

1. 単独個人名義
2. 複数個人名義
3. 法人
4. その他 ()

問4：その住戸の「空き家になる以前の利用形態」は、次のどれにあたりますか（1つに○）。

1. 自らが持ち家として利用
2. 親や親族が持ち家として利用
3. 貸家として利用
4. その他 ()

問5：その住戸が「空き家になった時期」はいつですか（1つに○をつけ、() 内に年月を記入）。
(昭和 ・ 平成 ・ 西暦) () 年 () 月頃

問6：その住戸の「建築時期（竣工時期）」はいつですか（1つに○）。

1. 昭和 35 年以前
2. 昭和 36 年～昭和 45 年
3. 昭和 46 年～昭和 55 年
4. 昭和 56 年～平成 2 年
5. 平成 3 年～平成 7 年
6. 平成 8 年～平成 12 年
7. 平成 13 年～平成 17 年
8. 平成 18 年以降

問7：その住戸内には、以下の「設備」はありますか（あてはまるものすべてに○）。

1. 台所
2. トイレ
3. 浴室
4. 洗面所

問8①：その住戸内には、「高齢者等のための設備」はありますか（あてはまるものすべてに○）。

1. 手すりがある
2. またぎやすい高さの浴槽
(縁の高さ 50cm 以下)
3. 廊下等が車いすで通行可能
4. 段差のない屋内
5. 道路から玄関まで車いすで通行可能
6. これらの設備はない

問 8②：手すりが「設置してある場所」はどこですか
(あてはまるものすべてに○)。

- | | |
|--------|------------|
| 1. 玄関 | 5. 廊下 |
| 2. トイレ | 6. 階段 |
| 3. 浴室 | 7. 居住室 |
| 4. 脱衣所 | 8. その他 () |

問 9：その住戸内に「居住室」は何室ありますか。

() 室

※居住室がない場合は「 0 」と記入してください。
※食堂やDK も含みます。ただし、流しや調理台を除いた広さが
5 m² (約 3 畳) 未満の場合には「居住室」に数えません。

問 10：その住戸の「延べ床面積」はどれくらいですか。

() m²

() 坪

※どちらかに記入して下さい。

問 11：その住戸の「維持・管理」はどうしていますか (1つに○)。

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 定期的に自ら見回り点検している | 4. ほとんど何もしていない |
| 2. 不定期に自ら見回り点検している | 5. その他 () |
| 3. 専門管理業者に委託して行っている | |

問 12①：過去 5 年間 (平成 17 年以降) に、その住戸のために「増改築や改修工事等を実施」しましたか (どちらかに○)。

1. 実施した

2. 実施していない

問 12②、③、④にお進みください。

次のページ問 13 へ

問 12②：「住戸の改善内容」をお答えください (あてはまるものすべてに○)。

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| 1. 増築・間取りの変更 | 8. 天井・壁・床等の内装の改修工事 |
| 2. 台所の改修工事 | 9. 屋根・外壁等の改修工事 |
| 3. トイレの改修工事 | 10. 壁・柱・基礎等の補強工事 |
| 4. 浴室の改修工事 | 11. 窓・壁等の断熱・結露防止工事 |
| 5. 洗面所の改修工事 | 12. 高齢者等のための設備の工事 (手すりの設置、
段差の解消等) |
| 6. 冷暖房設備の改善・設置工事 | 13. その他 () |
| 7. 防音・遮音工事 | |

問 12③：「住戸の改善の主な理由」をお答えください (1つに○)。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 売却・賃貸の募集のために改善 | 3. 資産として維持するために改善 |
| 2. 自らの利活用のために改善 | 4. その他 () |

問 12④：「改善に要した費用の合計」をお答えください。

改善費用 () 万円

問 17：あなたの空き家を「有効活用」するためには、どんなことが必要だと考えますか
(あてはまるものすべてに○)。

1. リフォームに対する支援
2. 空き家の有効活用に関する情報の提供
3. 公的な機関による借り上げ制度
4. 宅建業者との連携
5. PR体制の整備 (物件情報)
6. その他 ()
7. 空き家の有効活用は考えていない

(問 18～22) は、「個人」の方のみ、平成 23 年 1 月 1 日時点でお答えください。

問 18：あなたの「年齢」はおいくつですか (1つに○)。(平成 23 年 1 月 1 日時点)

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 30 歳未満 | 3. 40～49 歳 | 5. 60～69 歳 |
| 2. 30～39 歳 | 4. 50～59 歳 | 6. 70 歳以上 |

問 19：あなたの「就業形態」をお答えください (1つに○)。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 常雇 (会社・団体・公社等) | 6. 臨時雇 (パート・アルバイト) |
| 2. 常雇 (官公庁) | 7. 無職 (年金受給者など) |
| 3. 自営 (不動産等経営) | 8. その他 () |
| 4. 自営 (農林漁業) | |
| 5. 自営 (商工・その他) | |
- ※「4. 自営 (不動産等経営)」とは主な収入が家賃収入である場合をいいます。主な収入が年金などの場合は「無職」としてください。

問 20：あなたの「世帯類型及び世帯人数」をお答えください (1つに○)。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 単独世帯 | 4. 親子、孫の 3 世代にわたる世帯 |
| 2. 夫婦のみの世帯 | ⇒ () 人家族 |
| 3. 親と子どもの世帯 ⇒ () 人家族 | 5. その他 () |

問 21：「現在のお住まい (ご自宅)」は以下のどれに該当しますか (1つに○)。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 持家 (一戸建て) | 4. 公的賃貸住宅 |
| 2. 持家 (分譲マンション) | 5. その他 () |
| 3. 民営の賃貸住宅 | |

問 22：「現在のお住まいおよび今回の調査対象の空き家以外に北区内で住宅 (戸建て・分譲マンション・賃貸マンション・アパート) を所有」されていますか (どちらかに○)。

- | | | | | |
|----------------------|----|-------|-----------|------------|
| 1. 所有している ⇒上記以外に具体的に | 戸 | 建 | て () 戸 | |
| | 分譲 | マン | ション () 戸 | |
| | 賃貸 | マンション | および | アパート () 戸 |
| 2. 所有していない | | | | |

空き家の有効活用についての要望や意見等について、ご自由にご記入ください。

調査のご協力ありがとうございました

回覧

区民・町会の皆様へ

「空き家実態調査」の協力について（お願い）

区では、平成22年3月に「北区住宅マスタープラン2010」を策定し、区民が安心して、生き生きと暮らし続けられる、豊かな住生活の実現を目指した取り組みを進めているところでございます。

住宅マスタープランの中では、特に空き家が増加していることが問題にあげられ、実際、区内の住宅戸数の12.6%が空き家になっており、23区内においては、4番目に高い割合で、空き家が多い状況です。

そのため、区では、区内に多く存在する空き家の実態調査を行うこととなりました。

つきましては、空き家の実態を把握するための調査を、下記要領の通り実施いたしますので、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

北区まちづくり部住宅課

記

1. 調査の目的 空き家の実態調査
2. 調査対象 区内に建つ住宅（戸建て、マンション、アパート等）
3. 調査期間 平成22年9月1日（水）～平成22年11月30日（火）
(調査時間帯：午前9時頃～17時頃)
4. 調査方法 空き家と想定される住宅について、調査員が「建物の階数」や「構造」等について、目視により把握します。
(※空き家の状況を把握するために、敷地内に入る場合があります。)
5. 担 当 北区役所 まちづくり部 住宅課 住宅計画係
住 所 北区王子本町1-15-22
連絡先 03-3908-9201（直通）
6. 業務委託者 業者名 ランドブレイン株式会社
住 所 東京都千代田区平河町1-2-10
連絡先 03-3263-3811（担当：兼城、村上）
7. そ の 他
 - ・調査員は、身分証明書を携帯しております。
 - ・この調査により集められた個人情報「北区個人情報保護条例」に基づき厳重に保護され、調査関係者が調査で知り得た内容を他に漏らしたりすることは絶対にありません
 - ・調査内容その他ご不明な点につきましては、上記の区担当までご連絡くださいますようお願い致します。

空家実態調査 報告書

平成23年(2011年)3月

刊行物登録番号
22-1-122

発行/東京都北区まちづくり部住宅課

〒114-8508

北区王子本町1-15-22

電話(3908)9201(ダイヤルイン)

FAX(3908)2244